

平成30年第3回市議会定例会において可決された意見書

地方財政の充実・強化を求める意見書

平30.10.9 第3回定例会で可決
提出先 衆議院議長，参議院議長
内閣総理大臣，内閣官房長官
経済財政政策担当大臣，地方創生担当大臣
財務大臣，経済産業大臣，総務大臣

地方自治体は、子育て支援策の充実と保育人材の確保、高齢化が進行する中での医療・介護などの社会保障への対応、地域交通の維持など、果たす役割が拡大する中で、人口減少対策を含む地方版総合戦略の推進やマイナンバー制度への対応、大規模自然災害の発生に備えた対策など、新たな政策課題に直面しています。

一方、地方公務員を初めとした公的サービスを担う人材に限られる中で、新たなニーズへの対応と細やかな公的サービスの提供が困難となっており、人材確保を進めるとともに、これに見合う地方財政の確立を目指す必要があります。

このような中、社会保障費や地方財政を重点分野とした歳出削減に向けた議論がなされています。特に、「トップランナー方式」の算定や他の業務への導入の検討に際しては、地方の行政コストの差が歳出削減努力以外の要素によるところが大きいことを考慮すべきと考えます。

本来、必要な公共サービスを提供するため、財政面を担保するのが財政の役割です。しかし、財政再建目標を達成するためだけに必要不可欠なサービスが削減されれば本末転倒であり、国民生活と地域経済に疲弊をもたらすことは明らかなです。

また、地方の基金残高の増加要因を分析し、地方財政計画への反映につなげていくべきとの議論がありますが、地方は行財政改革や歳出抑制の努力を行う中で、災害や将来の税収変動、社会保障等に要する経費の増嵩に備えた財政運営の年度間調整に取り組んでおり、不測の事態により生ずる財源不足については、基金の取り崩し等により収支均衡を図るほかないことを踏まえなければなりません。

これらのことから、平成31年度の政府予算と地方財政計画策定に当たっては、国民の生活実態に即した歳入・歳出を的確に見積もり、人的サービスとしての社会保障関係予算の充実と地方財政の確立を目指すことが必要です。

よって、国におかれては、次のとおり措置されるよう強く要請します。

記

1. 社会保障、地域交通対策、人口減少対策など増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これに見合う地方一般財源総額の確保を図ること。
2. 子ども・子育て支援新制度、地域医療の確保、地域包括ケアシステムの構築、生活困窮者

自立支援、介護保険制度や国民健康保険制度の見直しなどに対応するための社会保障関係予算の確保及び地方財政措置を的確に行うこと。

3. 地方交付税における「トップランナー方式」については、算定や他の業務への導入の検討に際して、自治体間の行政コストの差は、人口や地理的条件など、歳出削減努力以外の要素によるところが大きく、一律の行政コスト比較にはなじまないことに十分留意すること。
4. 大規模な地震に備え、市民の安全・安心を確保するため、大規模建築物、住宅、学校、社会福祉施設、水道、生活排水処理施設などの耐震化に必要な事業費を確保すること。
5. 地方税財源の充実・確保に向けて、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築に努めること。特に平成30年度与党税制改正大綱において、税源の偏在を是正する新たな措置について、地方法人特別税・譲与税が廃止され、法人事業税に還元されること等も踏まえて検討し、平成31年度税制改正において結論を得ることとされたが、その検討の際には、地方の経済や財政の状況にも留意して、実効性のある偏在是正措置とすること。
6. 地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化を図り、両機能が適切に発揮できるよう総額を確保すること。また、地方財政の財源不足については、臨時財政対策債等による特別の対策ではなく、法定率の引き上げを初め、抜本的な措置を講じること。
7. 地方の基金残高の増加をもって地方財政に余裕があるかのような議論に結びつけないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。